## 令和 5 年

# 第2回忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

令和5年6月30日

忠 岡 町 議 会

## 令和5年 第2回忠岡町議会定例会会議録(第3日)

令和5年6月30日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番	河瀬	成利議員	2番	今奈良幸子議員	3番	北村	孝議員
4番	小島み	みゆき議員	5番	二家本英生議員	6番	是枝	綾子議員
7番	松井	匡仁議員	8番	三宅 良矢議員	9番	前川	和也議員
10番	尾﨑	孝子議員	11番	勝元由佳子議員	12番	河野	隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町	長	杉原	健士	副 町 長	井上	智宏
教育	長	富本	正昭	町長公室長	立花	武彦
町長生	公室次長兼企画人権認	果長	町長公室次長兼総務課長	南	智樹	
		明松	隆雄	住民部長	谷野	栄二
住民部	『次長兼生活環境課長	<u></u>	健康福祉部長	泉元	喜則	
		新城	正俊	産業まちづくり部長	村田	健次
教育部	数育部長 二重 幸生 教育部理事兼学校教育課長					
消防	長	森下	孝之		石本	秀樹

消防次長兼予防課長 岸田 健二

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

 事務局長
 柏原
 憲一

 主
 査
 酒井
 宇紀

 主
 査
 岩間早百合

(会議の顚末)

議長(北村 孝議員)

おはようございます。

本日の出席議員は全員出席でありますので、会議は成立をしております。

議長(北村 孝議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長(北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(北村 孝議員)

局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和5年第2回忠岡町議会定例会議事日程(3日目)について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第20号 物品購入契約締結について(小型水槽付消防ポンプ自動車整備 事業)

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第21号 請負契約の変更について((仮称) 東忠岡地区認定こども園整 備工事)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第27号 忠岡町立地域子育て支援センター条例の制定について (福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第4 議案第28号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第5 議案第29号 町税条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第6 議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について

(総務事業常任委員会委員長報告)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第7 意見書第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

日程第8 意見書第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

#### 議長(北村 孝議員)

日程第1 議案第20号から日程第6 議案第30号までの6件の議案についてを、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1 議案第20号から日程第6 議案第30号まで6件を一括して議題 といたします。

本件に関し、6月14日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託 しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報 告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井 匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

松井議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長のお許しを得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件については、6月 16日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配布いたしております議事概要版のと おりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第20号 物品購入契約締結について(小型水槽付消防ポンプ自動車整備事業) は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第28号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第29号 町税条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)につきましては、委員会

記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。 以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について報告を終わります。

令和5年6月30日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

## 議長(北村 孝議員)

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

## 議長(北村 孝議員)

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、前川和 和也議員。前川議員。

福祉文教常任委員会委員長(前川 和也議員)

議長の許可を頂戴しましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

6月14日の本会議において、本委員会に付託されました3件の案件については、6月19日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第21号 請負契約の変更について((仮称) 東忠岡地区認定こども園整備 工事)は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答、反対討論・賛成討論 があり、賛成多数で可決されました。

反対討論として、「大きく2点あり、1点目は入札の時点で値上がりが予想できていたにもかかわらず、役所は問題ないという答弁をしていたが、結局値上げによる追加が生じた点。2点目、入札方法を変えるべきであるが、具体的な改善策を提示することもできていない点。以上を鑑み、議会として悪しき先例をつくらないために反対する」という反対討論でございました。

一方、賛成討論としましては、「物価高騰による材料費の値上げ、埋設物の追加撤去もあり、業者側から言われたままではなく、金額の交渉もされているため賛成する」という 賛成討論でございました。

次に、議案第27号 忠岡町立地域子育て支援センター条例の制定については、委員会 記録のとおり、理事者から説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)については、委員会記録

のとおり、理事者から説明の後、質疑応答、賛成討論があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について報告を終わります。

令和5年6月30日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

## 議長(北村 孝議員)

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。勝元議員。

#### 11番(勝元由佳子議員)

ただいまの委員長報告について質問いたします。

せんだって行われたこの委員会の中で、議案第21号、請負契約の変更について、東忠 岡地区認定こども園整備事業のこの議案について議論、審議なされましたけれども、この 議案についてはですね、この3年度計画、3年度事業にわたる総まとめといいますか、最 終の町の支払い金額、契約金額を決める最後の契約変更であるというところを担当部局の ほうからは伺っております。

今回がこの最終の金額決定になるわけですけれども、審議を傍聴しておりましたけれども、3年間の金額の動きについてやっぱり不明であると。過去の予算委員会でも問題が指摘されまして、そういうところもつまびらかになっていないというところで、審議が尽くされたのかどうかというところをお伺いしたいんですけれども、住民に対して説明できるだけの十分な審議がなされたと言えるでしょうか。

## 議長(北村 孝議員)

前川和也委員長。自席でお願いします。

福祉文教常任委員会委員長(前川 和也議員)

委員長としては、十分審査は尽くされたというふうに思っております。その結果、委員 長報告として先ほどの答弁をさせていただきました。先ほどの答弁をもってお答えとさせ ていただきたいというふうに思います。

#### 議長(北村 孝議員)

勝元議員。

#### 11番(勝元由佳子議員)

議会で行政側をただすといいますか、質問して不明な点を明らかにするという部分をですね、議員が、個人的に議員だけが納得すればいいというものではありません。住民の代表者たる議員がここの議会で行政をただす。ただすというのは、質問の「質」のほうのただすですけども、ただして、行政側にきちんと答弁させて、その内容を公開するということで、住民に対して説明責任を果たすという役割を議会は担ってます。

ですので、出席した議員の方、忠岡町議会が納得したと言っても、今回の審議の内容と

いうのを住民が見たときに、「ああ、ちゃんと審議されましたね。明らかになりました ね。納得しました」と言っていただける審議であったかどうかという点で考えますと、私 は不十分だったと思います。

ですので、今後は、もうこれは質問ではありませんけども、委員会のほうでは専門的に 十分に審議するというのが目的ですので、やっぱり住民にきちんと納得してもらえる説明 責任を果たすというところの視点で、行政側の議案ですね、ただしていただいて、住民が 納得できる答弁なり説明をきちんと得ていただきたいというところは申し上げておきま す。答弁していただけますか。

## 議長(北村 孝議員)

手を挙げてはりますので。前川委員長。

福祉文教常任委員会委員長(前川 和也議員)

委員会審査の後ですね、賛成多数で可決されたということで、これ以下でもこれ以上で もないということは申し上げたいというふうに思います。

## 議長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

## 議長(北村 孝議員)

それでは、日程第1 議案第20号「物品購入契約締結について(小型水槽付消防ポンプ自動車整備事業)」について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

本件について委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

## 議長(北村 孝議員)

続いて、日程第2 議案第21号 請負契約の変更について ((仮称) 東忠岡地区認定 こども園整備工事)、討論を行います。討論ございませんか。

8番(三宅 良矢議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

三宅議員。

8番(三宅 良矢議員)

議案第21号、請負契約の変更につきまして、反対の立場より討論いたします。

契約額につきましては、令和3年5月10日の議決を経て決定したわけであります。入 札結果として、税抜き最低制限価格から0.005%しか違わない税抜き予定価格の8 0%という低金額で落札されました。

当時の議会質問におきまして、社会情勢のウッドショックなどを初めとした1年前より3倍にも膨れ上がった木材資材の高騰の社会的背景を初めとしたほかの建材の値上がりが、この落札額の範囲内で大丈夫かという問いに対しまして、当時のウッドショックレベルの値上がりであれば、この幅は許容範囲であると。落札企業からも確認はしっかり取っていますと。この理由に対する追加予算なんて役所は認めませんよと力強く断言されました。

結果として、今回、値上がり幅のいろいろ理屈、理由は出してきてはりますが、その割合幅は半分以下でございます。ほかに当時の輸送コストの懸念、円高基調などの社会情勢を俯瞰して見れば、今回の追加補正に対する企業からの要求に応えることは、企業の見通しの甘さを許容するということになりますし、コンサルとか役所も、万一何かあればもっともな理由をつければ増額補正もいけるやろうという旧態依然の入札に対する価値観から抜け出せていないと言わざるを得ません。

また、今後の社会情勢を見据えるのであれば、一定金額以上であれば総合評価方式導入など民間の分析能力をもっと活用して、民間の分析能力と、あと責任能力ですね。そういったものを活用した入札手法に改善、改革をしていくべきだと思いますが、回答としましては現状の制度は変えませんと、改善していくだけですという程度の回答でした。

加えて、本会議で松井議員が要求した資料追加提案にも、委員会のときには何のことですかというような感じの対応で、まともな対応もしてくれず、委員会当日でもそのような対応でしたので、改善の姿勢さえもかなり疑うような状況で、とても賛成することはできません。

以上の理由によりまして本議案に反対いたします。以上でございます。

議長(北村 孝議員)

続いて、賛成討論ございませんか。

9番(前川 和也議員)

はい。

議長(北村 孝議員)

前川議員。

9番(前川 和也議員)

議案第21号、東忠岡地区認定こども園整備工事の請負契約変更について、賛成の立場から討論をいたします。

世界的な原材料費の高騰に伴い、今回の契約金額、変更がなされたわけでありますが、 経済が回復すればですね、その増大した収益を原資として賃上げを積極的に行うことがで きるように、請負代金や工期について適切に対応することで、中小企業との取引において 円滑な価格転嫁を進めることが重要なことから、昨年4月に国から全国自治体に対して通 達がなされております。

その通達内容は、大きなもので2点。まず1点目、発注段階においては予定価格に最新の取引価格を適切に反映すること。2点目、契約後の価格変動においては、それぞれの契約における条項を適切に設定、運用することを要請している。この議案においては、この2点目が対象となるわけでありますが、労務費や原材料費、エネルギーコストの取引価格、これら3点を反映した適正な請負代金の設定のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条を適切に運用し、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には協議に応じることにより、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど公共工事の品質の確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適切な対応が求められ、本町としてもそれに沿って適切に対応していることから、この議案においては賛成するものであります。

以上です。

議長(北村 孝議員)

他に、討論ございませんか。

7番(松井 匡仁議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

松井議員。

7番(松井 匡仁議員)

議案第21号、東忠岡地区認定こども園整備工事の請負契約の変更につきまして、反対の立場より意見を申し上げます。

今回、本議案の審議に際し、町議会に提出された教育みらい課の資料では、当初契約額と変更契約額の差異が示された比較表と、建設物価本などを基に作成された設計時の令和2年12月から、発注時と記された令和3年10月までの11か月間の建築資材の物価上昇率を記した資料、そして埋設物の写真でありました。

しかし、本事業の契約日は令和3年4月13日であり、資料では材料発注までに半年以上を要した経緯の説明が十分ではなく、備考欄には最短で発注する場合は仮置きの倉庫などが必要となり、約1,000万円程度の別途費用が必要となると記載をされておりますが、それは発注者である忠岡町にとってはあずかり知らないことであり、追加請求の根拠とはなり得ないと考えます。

また、新たに出てきた埋設物の追加撤去費用のみが記載されておりますが、残土の保管のために貸し出したいこいの広場の使用契約書や、残土処分費の差異などが示されておらず、これについても適切な行政財産の貸付け、または使用許可が行われたかどうかを精査しなければならないと考えております。

いずれにしても、精査するために請求した資料が原課から一部しか提出をされておらず、本議案の請負契約の変更に伴う1,847万1,000円の追加の公金支出が適切であるかどうかを判断する町議会議員としての責務が現時点では果たすことができないと考えております。

よって、本議案に反対をいたします。

#### 議長(北村 孝議員)

続いて、賛成討論ございませんか。

他に、討論ございませんか。是枝議員。

#### 6番(是枝 綾子議員)

東忠岡認定こども園整備工事の請負契約金額の変更についての賛成討論をいたします。 忠岡町の説明によると、変更増額の1,847万1,000円の内訳は、物価上昇によ る単価変更が1,552万6,000円、図面にない埋設物の追加撤去が294万5,0 00円であります。3か年の工事であり、3年前の設計時と発注時を比べ、その間に世界 的な物価高騰が大きく工事金額に影響しているため、変更増額はやむを得ないことと判断 いたします。

その際、その増額がどのようなもので、きちんとした根拠を持っているか、誰がそれを チェックしたのかがポイントであると思います。そして、やむを得ない理由であっても、 変更増額の影響を最小限にとどめる努力を行っているかどうかが、認める際の判断基準と なります。

今回の原材料の高騰について木材は含まれておらず、断熱材、鉄筋、鉄骨であり、それぞれの物価が約37%、36%、35%、そして子育て支援センターと屋外通路の鉄骨が約62%上昇しているものの、変更増額ではそれぞれ約4%、約9%、約15%、子育て支援センターと屋外通路は約21%の増額にとどまり、約1,407万円ですね。あと、人件費の上昇分は、国土交通省の不動産建設経済局長名の国不建第54号の通知があり、それは令和4年4月26日付でありますが、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」というものであ

りまして、経費、人件費分で約357万円、図面にない埋設物の撤去が約334万7,000円で、合計約2,098万8,000円ですが、これに入札時の落札率80.004%を掛けた金額、1,847万1,000円が今回受注企業からの変更増額の申出の金額ということであります。

それを忠岡町の工事管理担当の建築士の職員と、工事監理者のURリンケージの担当者が、発注書や領収書などで確認をし、受注企業の申出の積算理由、根拠、金額が妥当であり、また建設業界で全国的に起きていることで、どこの業者が請け負ってもやらざるを得ないものと判断したということであります。当初の申出が2,000万円を超えていたものを、忠岡町の担当課は再検討するよう事業者に差戻しをし、減額をさせたという努力は行ったということであります。

先ほど意見として出された3年間の物価や人件費の上昇などを見込んでの入札は、上昇分を幾ら見込むかが不明瞭であり、根拠が不明瞭な入札になってしまいます。また、それは万一、実際の上昇が予測を下回った場合、住民の税金が無駄に支払われることになり、適切な契約とは言えないのではないかと思われます。受注企業からの増額の根拠として、たくさんの発注書や領収書を一枚一枚、町の職員が照らし合わせてチェックしたものを、また議会でチェックするというのには時間が大変かかることであり、足りませんし、監査の範疇のようにも思われます。

また、掘削した大量の土砂を、設計ではこども園の工事現場の敷地内に置くことになっていたものが、実際は置くことができず、3か月間、いこいの広場に置くこととなり、その間のいこいの広場の借地料の四十数万円は受注企業が負担をしたということで、今回の契約金額の変更に関係がないということも確認されています。

で、複数年にわたる工事の請負金額の変更については、これまでも総合福祉センターの新築工事でもありました。最初の入札は建設資材の高騰等もあり不調でした。積算のし直しにより予定価格が2,465万9,000円引き上げられた入札となり、それでも2年間の事業の間に消費税の増税があり、図面にない埋設物の撤去及び処分があり、近隣の要望による基礎工事の土留め範囲の拡大、空調機器の増設、電気設備工事などで、原契約金額よりも956万円の契約金額の変更、増額がありましたが、落札率が98.9%だったので、申出金額に落札率をかけたとしても受注企業が言ってきた金額とほぼ変わらない状況だったと思われます。

もう一つの例、クリーンセンターの長期包括契約の10年間の間にも、人件費の上昇に対する旨の国からの通知やお願いが毎年、数年間あり、その都度、受注企業からの増額の申出により増額をしてきたこともありました。いずれにせよ、やむを得ない理由であっても、影響額を最小限に抑えることが大事であると思います。

今回の請負契約金額の変更は、技術職の職員と設計事業者が発注書と領収書等をチェックされたということ、物価上昇分との比較の資料、受注企業からの申出の金額に福祉セン

ターのときと違い落札率80.004%を掛けていることは大きいと思います。これで、 これまでにない物価高騰のもと増額分を抑えた内容となっていると思われることから、や むを得ないことと判断をいたします。

以上です。

## 議長(北村 孝議員)

他に、討論ございませんか。

勝元議員。反対討論ですか。

## 11番 (勝元由佳子議員)

反対です。反対の立場から討論いたします。

先ほども申し上げたとおり、この東忠岡認定こども園の整備工事については3か年事業でありまして、今回の契約金額変更議案につきましては、この3か年事業の総まとめ、最終の契約金額決定の議案になるわけです。

で、今回の物価高騰に係る部分の妥当性の部分については、先ほども反対の立場の討論をされた議員の方もおっしゃっておられたとおり、その妥当性というんですかね、中身については正直妥当と言えるのかは、私も不明だと思っています。ですので、議員の職責を果たせないというところで賛成いたしかねる。

加えて、この3年間の金額の動きというところについても納得しかねる部分があります。

まず、令和3年度末の予算委員会のときに問題に上がりました盛土の件につきましてもですね、当時の予算委員会の議事録を確認しましたところ、担当部局、教育委員会のほうはですね、令和3年度は軽微な変更ということで盛土の件は見送りますと。ただ、この事業は3か年事業ですと。まだ令和4年、令和5年度まであります。ですのでその間に、令和4年度中にも契約金額の変更も出てくる可能性もある。ですので、最終年度の令和5年度に変更があれば契約金額を変更させていただくという答弁をされていました。

また加えて、契約金額を変更させる要因として、教育委員会のほうは資材の高騰、今回の分ですよね、に加えて人件費の高騰、新たに出てきた埋設物の処理代等々をですね、要因として挙げられておられました。で、実際、盛土の件もあったわけです。ですので、この3年度間の金額の動きについては、ある程度、その大きな動きぐらいは示していただきたいという思いが私自身はありました。

ですけれども、この3年度間の契約金額の変更については、実際に議案として上がってきた説明、きちんと説明資料として上がってきた部分は物価高騰による今回の金額変更のみで、私自身、令和3年度末の予算委員会のときに盛土の件が出てきた直後ですね、開示請求させていただきまして、町側、教育委員会側が答弁でおっしゃっていたように、何と何の金額、出入りがあって、どういうふうに相殺して、どういう金額を見て住民のためになると判断してこういう対処をしたんだというその根拠を開示請求させていただきました

けれども、その数字を示す資料、文書、1枚もありませんでした。ですので、町側の言ってる説明自身もはっきり言って不明なんですね。

で、この数年間、その盛土の件1件ついて見ても、聞くたびに言っている内容が変わっている。ころころ変わるということで、甚だこの金額の変動の中身については不明な点が多過ぎて、この10億規模という、忠岡町の財政的に見ますと非常に破格、巨額の事業です。そんな破格の税金を投入した事業の3年度間の、あらかたでも金額の動きすらきちんと説明資料で提示できない、そういうものに議員として賛成はいたしかねます。

委員会のほうでしたでしょうか、町側のほうからも1円単位まで説明できないと、資料も膨大になる。先ほども賛成側の議員の方も、膨大な資料になるのでそこまで説明できないというような趣旨のこともおっしゃっておられましたけれども、1円単位まで全部出せとは言ってないです。少なくともそうやって開示請求をしたり確認したいという住民がチェックしようとしたときに、こういう資料があるんですよときちんと根拠を提示できる、そういう状態には最低限度しておくべきだと思います。そこが全くないというところで、根拠が甚だ不明と。で、今回の金額変更の中身についても妥当と言えるのか分からないというところで、この3年度間、10億規模の税金の使われ方について不明な点が多過ぎまして、今回の最終の契約金額が妥当であるのか全く分かりません。というところで私自身、反対の立場で討論させていただきます。

あと、追加で申し上げさせていただきますけれども、今回のようにこれ、議会の議決を 得ている契約案件なんですね。で、実際3年度間のうちに契約金額を変動させるような動 きって多分、恐らくあったと思います。ですけど、議会に議案として上がってきたのは今 回1回こっきりです。

で、何らかの要因によってある程度の額の、1円単位とは言いません。そんなことは言わない。ある程度の金額、ウン十万以上、100万円以上とか1,000万単位でお金が動くような、増減するような変更があった場合は議会の議決を得ていただきたい。議案として出していただきたい。それが本来だと思います。

地方自治小六法逐条解説のほうも確認しましたけども、議会の議決を得た契約については、変更があればその都度議会の議決が必要であると、当たり前のことを書かれてます。これは金額の大小に関係ありません。百歩譲って議会の議決を得ない場合は首長の専決処分をしておくのが適当であると、しておくべきだというところも書いてあります。ですので、少なくとも専決処分をしていただければ、その後報告で議会に上がってくるわけです、議案として。ですので、何も議案で議会に報告もない、説明する資料もない、開示請求しても何も出てこない。お金の動き、さっぱり分からない。「ロ頭で確認しました」と町側は言いますけども、口先だけで終わってる。そんなもの、説明責任を果たしたということになりません。

ですので、今後こういう議会の議決を得た案件については、契約についてはきちんと、

それ相応の法的な趣旨にのっとって専決処分なり、本来であれば議会に議案として提出するという対応をしていただきたい。それと、根拠をきちんとそろえていただきたいというところはくれぐれも申し上げさせていただきます。

## 議長(北村 孝議員)

他に、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を起立により採決をいたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。議案第21号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

#### 議長(北村 孝議員)

起立多数であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

## 議長(北村 孝議員)

続いて、日程第3 議案第27号 忠岡町立地域子育て支援センター条例の制定について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

## 議長(北村 孝議員)

続いて、日程第4 議案第28号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

## 議長(北村 孝議員)

続いて、日程第5 議案第29号 町税条例の一部改正について、討論を行います。討 論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

## 議長(北村 孝議員)

続いて、日程第6 議案第30号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

## 議長(北村 孝議員)

日程第7 意見書第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について を、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

提案者の趣旨説明を求めます。

6番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

インボイス制度の実施延期を求める意見書案について趣旨説明をさせていただきます。 インボイス制度とは現行の複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、 適格請求書、インボイスの保存を義務化する制度のことです。

インボイス制度の導入の背景としては、2019年の軽減税率導入があり、8%と10%の請求書が混在することで消費税納税額が煩雑化し、計算ミスや不正が起こりやすくなったことと言われております。そのため一般的な請求書に記載された項目に加え、登録番号、適用税率の必要項目を記載したものに加え、免税事業者適格請求書でしか仕入税額控除を認めないことになりました。この適格請求書を発行するにはインボイス制度が開始される前に適格請求書発行事業者への登録を済ませる必要があります。

しかし、適格請求書発行事業者になるには、消費税の免税事業者から課税事業者になる必要があるため、これまで消費税免税事業者であった年間売上げが1,000万円以下の小規模な事業者は、適格請求書発行事業者への登録により消費税が課税されるため、納税による減収や納税に伴う事務作業の発生で負担が増えることが問題となっています。

一方で、適格請求書発行事業者にならず、適格請求書を発行できない場合には取引先が 仕入税額控除を受けられなくなるという理由から、取引先から単価を消費税分引き下げら れたり取引を打ち切られる危険があります。どちらの道を選んでも立場の弱い自営業者、 フリーランスの方は廃業の危機に追い込まれてしまいます。

国のほうでは、経過措置として納税額が売上税額の2割に軽減される特例があるではないかという声がありますが、その期間は2026年9月30日までの3年間です。期間が過ぎたら将来的には10割課税です。会計ソフト導入に補助金が出るといいますが、課税されることには違いありません。少額取引は適格請求書が不要といいますが、1万円未満の課税仕入だけです。

また、このインボイス制度はシルバー人材センターも対象となり、影響が出ます。新型

コロナの影響から立ち直れていない経済状況の中、新型コロナ対策としてのゼロゼロ融資の返済が始まる時期と重なり、地域経済に与える影響は大きいものがあります。忠岡町でも営業収入申告者の742人のうち1,000万円以下という人は530人、この530人の方が影響を受けるわけです。売上げが年間数十万円でも消費税を支払わなければならないということになります。

インボイス制度の中止を求める声はますます広がっています。自営業者だけでなくフリーランス、声優やアニメーター、演劇業界、ミュージシャンなど多くの人たちが「このままでは廃業に追い込まれる」「文化を守ろう」と声を上げています。

全国166の地方議会でインボイス制度の中止や延期を求める意見書が採択されています。本町議会としても消費税インボイス制度の実施延期を求める本意見書案を上げて採択していただきますよう、議員皆様方の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 議長(北村 孝議員)

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

#### 議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

#### 議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

## 議長(北村 孝議員)

これより、意見書第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について を、採決いたします。

意見書第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

## 議長(北村 孝議員)

起立少数であります。

よって、意見書第4号は、否決されました。

## 議長(北村 孝議員)

続いて、日程第8 意見書第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

## 議長(北村 孝議員)

提案者の趣旨説明を求めます。

12番 (河野隆子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

河野議員。

## 12番 (河野隆子議員)

小規模事業者は地域経済の担い手として、日本経済の発展に寄与してまいりました。しかし、所得税法第56条により、この小規模事業者を支える家族従業者の働き分である自家労賃は事業主の所得計算上の必要経費として認められないこととされています。

そもそもこの同法第56条の規定は、親族間での所得分割による租税回避を防止する観点から定められたものでありますが、制定の前提となった社会環境は変化しており、政府が働き方改革で推進する副業兼業の普及促進との関係等からも、そのあり方には再検討されるべきであります。

所得税法56条は、事業主と生計を一にする配偶者とその親族が事業に従事していても、対価の支払いは必要経費に算入しないと定めています。事業主の家族、妻、子ども、親族などが従業員として働いている場合は、どんなに長時間働いたとしてもその給料は税法上の必要経費に含まれません。配偶者の事業専従者控除額86万円、その他親族の同控除額50万円を除いて全て事業主の所得に合算されてしまい、従業員としての給料と認められないのです。これは戦前の国家権力が家父長制度の下で配偶者や家族の人格、労働を認めていなかったことの名残りです。日本国憲法の法の下の平等、行政の平等、財産権などに違反しております。

日本と違って外国では家族従業員であるかどうかを問わず、正当な給与は事業経費として控除を認めるなど、多くの国で家族従業者は従業員と同じと扱われています。

2009年、国連女性差別撤廃委員会は、所得税法56条の検討を行い、女性の経済的 自立を妨げていると懸念を表明。2016年には所得税法の見直しを日本政府に勧告して います。

このように、日本だけがこの所得税法の56条を廃止せず、家族従業員の給料が認めら

れないという、これはすぐ廃棄すべきだというふうに思います。

よって、国会及び政府において、家族従業者の労働を適切に評価をして、労働実態に応じた税制とするために、この所得税法56条の廃止を求める意見書に、どうか議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

## 議長(北村 孝議員)

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

#### 議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

#### 議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

#### 議長(北村 孝議員)

これより、意見書第5号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを採 決いたします。

意見書第5号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

## 議長(北村 孝議員)

起立少数であります。

よって、意見書第5号は、否決されました。

#### 議長(北村 孝議員)

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。 議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、 お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

## 議長(北村 孝議員)

本定例会の会議に付されました事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月13日より開会されました本定例会では、ご提案いたしました諸議案について、慎重なご審議をいただきご賛同、ご可決を賜り、まことにありがとうございました。

また、本定例会や各委員会を通じましていただきましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和3年度より進めておりました東忠岡認定こども園の整備工事もいよいよ来月には全て完了し、子育て支援センターにつきましては今年秋頃の開園を目指し、現在準備中でございます。こども園に通っていない就学前の子どもたちや保護者を対象に様々な行事や育児相談、親子交流の場を開放し、子育て支援の拠点としての役割を発揮できるよう進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、こども園に隣接して乳幼児が遊べるような広場を整備する予定です。この広場につきましては、土曜日、日曜日、祝日も利用できるよう、子どもたちの遊び場として開放してまいりますので、ぜひ家族でご利用していただき、子育て世代の交流の場となることを期待しているところでございます。

結びに当たりまして、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますよう心から祈念申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

## 議長(北村 孝議員)

以上をもちまして、令和5年第2回忠岡町議会定例会を閉会いたします。 議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。以上でございます。 (「午前10時49分」閉会) 以上、会議の顚末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年6月30日

忠岡町議会議長 北 村 孝

忠岡町議会議員 小 島 みゆき

忠岡町議会議員 二家本 英 生